

日行連発第1345号  
令和3年12月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

自動車 OSS による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い  
及び自動車登録番号標交付時期猶予について（周知）

国土交通省より、引越に伴う手続きの負担軽減の一環として、令和4年1月4日から自動車登録番号標の交付時期を次回車検時まで猶予する特例を認めることとしたことを受けて、本特例の適切な運用のため、別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【添付】

- ・自動車 OSS による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（協力依頼）
- ・自動車 OSS による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（地方局宛て通知）

【国土交通省ホームページ】

- ・引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！  
～来年（令和4年）1月4日より運用を開始します！～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\\_hh\\_000125.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000125.html)

以上